

狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン(令和8年修正(案))

主な修正点

No	修正点	内 容	主な掲載頁
1	在宅避難者等に関する規定	○ 近年の災害における避難生活の多様化に対応し、避難行動要支援者が在宅や車中泊で避難生活を送ることとなった際の支援を規定した。 (災害対策基本法等改正 令和7年6月)	P.1、2、 12、32
2	DWAT の活用に伴う修正	○ 在宅避難者等を含む要配慮者に対する福祉的支援を行うため、DWAT (災害派遣福祉チーム) 等の福祉専門職の応援を位置付けた。	P.38、48
3	在宅避難者等の支援にも対応した文言整理	○ 在宅避難者等の支援にも対応した文言整理を行った。 (例) ・避難支援等関係者に避難行動要支援者等の支援ニーズの把握を依頼 ・町会等、防災会に在宅避難者等の状況把握を依頼 ・指定居宅介護支援事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者に対し、在宅避難者等で特に支援を要する要支援者への継続的な福祉支援、安否確認・継続的なサービスの提供を依頼	P.14、15、 16

No	修正点	内 容	主な掲載頁
4	様式の整理に伴う修正	○ 避難生活を送る場所に関わらず、要配慮者等の情報を把握するための様式を追加した。	P.2、12、95
5	市災害ボランティアセンターとのマッチング機能の追加	○ 狛江市社会福祉協議会と実施した市災害ボランティアセンターの設置運営訓練を踏まえ、「Kintone 災害ボランティアセンター運営支援システム」を活用した被災者とボランティアとのマッチングを追加した。	P.13、28
6	協定新規締結に伴う修正	○ 新たに締結した「災害時における福祉避難所に関する協定」に基づき福祉避難所を追加した。	P.17、29、30
7	福祉避難所必要物品一覧の更新に伴う修正	○ 備蓄品等の内容更新に伴い修正した。	P.41、42